

## 筆界特定の手続に関する通知

下記1の筆界特定の手続について、不動産登記法第133条第1項の規定に基づく下記2の関係人に対する下記3の通知を、同条第2項の規定により掲載する。

令和8年6月26日

鳥取地方法務局筆界特定登記官

### 記

1 筆界特定の手続の表示

手続番号 令和8年第7号

対象土地 鳥取市南町520番

鳥取市南町521番

2 関係人の氏名又は名称

小川昌子

3 通知をすべき事項

(1) 筆界特定の申請がされた旨の通知

(2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人に交付する。